

平成27年度 委託研究契約事務処理説明書(SIレジリエントな防災・減災機能の強化) 主な改定事項リスト【詳細版】(企業等)

連番	特に重要な修正	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1		P3		1. 本事務処理説明書の記載内容に関するお問い合わせ その他多数	・JSTの法人格を「国立研究開発法人」へ変更
2	○	P10	Ⅲ. 3. 2)③ ii)	委託研究費(直接経費)での雇用対象	・研究員等を人材派遣により手当とする場合も、通常の雇用者と同様にJST指定様式の整備が必要であることを明記
3		P14	Ⅲ. 3. 4)	研究機器の共用使用について	・一定の要件のもと、また、事前相談を経て、委託研究費で購入した研究機器を一時的に当該研究機関が実施する他の公的研究開発事業等で使用することが可能な旨を追記
4		P14	Ⅲ. 3. 5)	旅費等の合算使用の取扱い	・旅費および消耗品にかかる合算使用の考え方を追記
5		P16	Ⅲ. 3. 6)⑦ i)	利益排除に関する留意事項	・研究開発要素を含む作業を自社の研究者等に依頼する場合に、当該研究者等を計画書上の研究参加者として登録の上、必要に応じて人件費を計上するよう明記
6	○	P19	Ⅲ. 5.	委託研究費の執行期限	・委託研究実績報告書の提出期限の変更に伴い、業者等への支払期限を変更
7		P20	Ⅲ. 7. 1)	分割額の決定方法	・支払額は、各期とも当事業年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等4分割した額を原則とする旨を追記
8	○	P21	Ⅲ. 7. 3)	スケジュール	・委託研究実績報告書の提出期限の変更を反映
9	○	P22	Ⅲ. 8 1-2)	証拠書類の管理について	・精算の際に、経理等関係書類の提出を求められることがあることを明記。 ・収支簿に通し番号をつけることを明記。

連番	特に重要な修正	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
10		P23	Ⅲ. 9. 2)①	物品の管理	・研究機関の物品管理規程等のルールを踏まえ、「関係府省申し合わせ」を参照の上、研究機関において適切に管理するよう明記
11		P24	Ⅲ. 9. 3)	物品の移動等について	・経理様式7、経理様式8、経理様式9-①、経理様式10-①の名称を変更。提供物品の移動報告及び不用申請についても、取得物品と同様に書類の提出が必要なことを明記。
12		P26	Ⅲ. 10. 4) 5)	4) 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置 5) 不正行為等の報告および調査への協力等	・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」の制定に伴い、不正行為発生時に研究機関が対応すべき事項等を追記
13	○	P28	Ⅲ. 11.	各種報告書の提出について	・委託研究実績報告書【経理様式1】の提出期限を翌事業年度の「5/31」に変更。但し、期中満了の場合は契約期間終了後61日以内とし、中止申請による期中解約の場合は30日以内とする。 ・研究担当者の異動等により年度末をもって中止となる契約の委託研究中止申請書【経理様式3-①】の提出期限を「4/2」から「3/25」へ変更 ・経理様式7、経理様式8、経理様式9-①、経理様式10-①の名称を変更。
14	○	P29	Ⅲ. 11.	研究実施内容の報告について	・研究開発実施報告書の提出期限が翌事業年度の「5/31」となることを明記 ・プログラムディレクターの要望により、期限より前倒して提出いただく場合もある旨を明記
15		P30	Ⅲ. 13. 2)	書面調査と実地調査について	・書面調査による精算後に実施されたJSTの実地調査、研究機関の内部監査、国の会計検査等において不適切な執行が確認された場合は、再精算となり、委託研究費の返還が必要となる旨を明記
16		P32	Ⅲ. 17. 2)	ライフサイエンスに関する研究等について	<input type="checkbox"/> 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文科科学省・厚生労働省告示第3号)」を追加

連番	特に重要な修正	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
17		P32	Ⅲ. 17. 3)	安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	・経済産業省:安全保障貿易ハンドブックの改定に伴い(2014年 第8版)に修正
18		P33	Ⅲ. 17. 4)	成果有体物の取扱いについて	・成果有体物の取扱いに係る一般的な注意事項を明記
19		P33	Ⅲ. 17. 7)	課題終了後の調査について	・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の制定に伴いURLを変更 ・「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の平成26年5月19日付改定に伴いURLを変更
20		P35	Ⅳ. 3.	研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について	・知的財産の移転等のJSTへの申請や、知的財産権に関するJSTへの通知等は定められた提出期限等を厳守する義務がある旨を明記。
21		別添2	—	研究活動における不正行為等への対応に関する規則	・研究活動における不正行為等に係るJST規則の制定により、旧規則と差替え
22		別添5	—	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	・研究活動における不正行為に係る文部科学省のガイドラインの制定により、旧ガイドラインと差替え
23		別添7	—	競争的資金における使用ルール等の統一について[競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ]	・新規追加

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正等があります。